

一般社団法人宮崎県商工会議所連合会と
南九州大学との包括連携に関する協定書

この協定書は2通作成し、甲及び乙双方が署名のうえ、それぞれ1通保有するものとする。

(目的)

第1条 この協定は、一般社団法人宮崎県商工会議所連合会（以下「甲」という。）と南九州大学（以下「乙」という。）が包括的な連携のもと、相互の資源及び機能を活かし、地域の発展及び人材育成のために様々な分野で連携・協力することを目的とする。

(連携事業)

第2条 甲と乙は、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- (1) 人材育成に関すること
- (2) 教育及び学術研究に関すること
- (3) 商工業の振興に関すること
- (4) 地域の活性化に関すること
- (5) その他、甲と乙の双方が必要と認めた連携事業

(実施時期)

第3条 この協定は平成28年8月24日をもって発効し、有効期間は1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲又は乙から、何らかの申し入れがない場合は、1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(経費)

第4条 連携事業を実施するにあたって発生する経費の負担については、甲と乙が協議の上、決定する。

(情報の保護)

第5条 甲と乙は、この協定に基づく事業を実施するにあたり、相手方から知り得た情報について、この協定の期間中はもとよりこの協定の終了後も第三者に対して開示又は漏洩をしてはならない。ただし、事前に相手の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りではない。

(協議)

第6条 この協定書に定めるもののほか、連携・協力の細目その他の事項については、甲と乙が協議して別途定める。

平成28年8月24日

甲 宮崎県宮崎市錦町1番10号
一般社団法人宮崎県商工会議所連合会

会頭 米良充典

乙 宮崎県宮崎市霧島5丁目1番地2
南九州大学

学長 寺原典彦